

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗合	令和6年5月16日	長電バス株式会社(法人 番号5100001002583) 代 表者鈴木立彦	長野県長野市大字 村山471番地1号	長野営業所	長野県長野市大字 村山471番地1号	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	道路運送法第27条第3項	令和5年11月29日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(運輸規則第21条第1項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第2項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第1項、第4項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。